

分ス協少第155号

令和4年2月17日

各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人大分県スポーツ協会
大分県スポーツ少年団

本部長 牧 和 志
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るスポーツ少年団の活動について（第十七報）

標記のことについて、令和4年2月17日に開催された、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「まん延防止等重点措置」の解除を国へ要請することが決定されました。しかし、感染状況の評価は依然、「ステージ3」であることや、オミクロン株の感染拡大を防ぐためには基本的な感染対策の再徹底が重要なことから、大分県教育委員会から別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、貴市町村登録単位団に対して、令和4年1月21日付け、分ス協少第143号の通知を引き続き徹底していただくとともに、下記の感染拡大事例については重点的にご指導いただきますよう併せてお願いいたします。

記

【事 例】

- 屋内において、マスクなしで発声を伴う活動を行った。
- 発熱等の症状があるにもかかわらず、大会に参加した。
- 部室等の換気が悪い場所において長時間マスクなしで会話、食事を行った。
- 活動の帰りに複数人で飲食を行った。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">■ 本件に関する問い合わせ先
公益財団法人大分県スポーツ協会
担当者：仲 摩
連絡先：097-504-0888 |
|---|